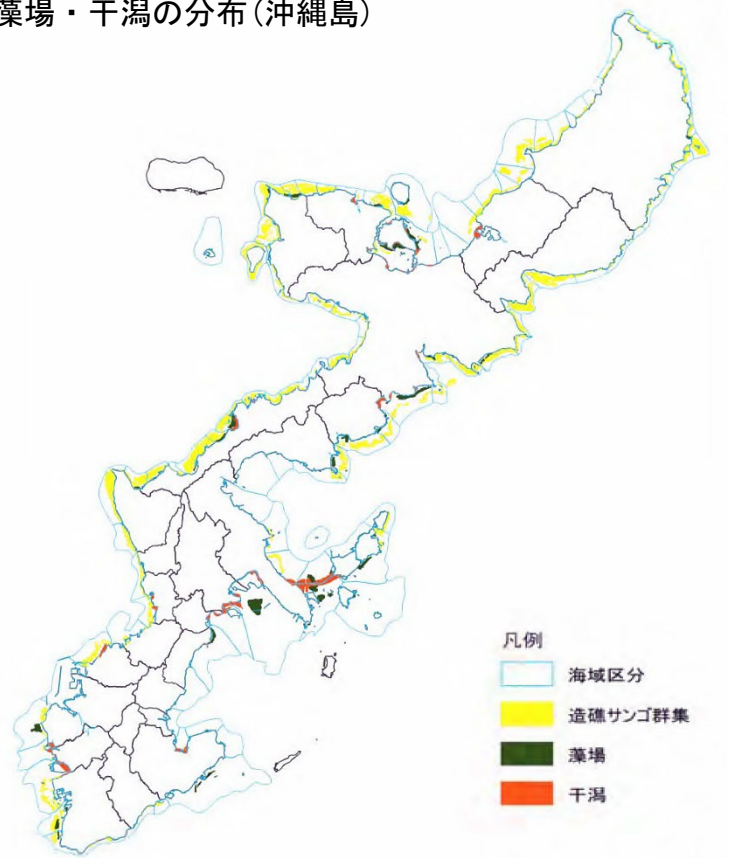
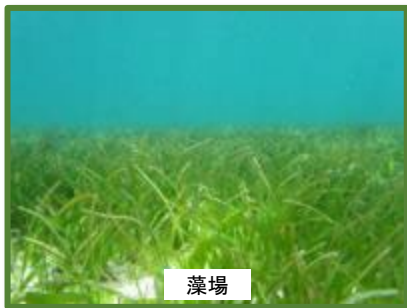


2-1-2 沿岸・海域環境

現状

- 沿岸・海域環境は、陸域から砂浜や岩礁、干潟、沖合のサンゴ礁、外洋に至る一連の環境で構成されています。陸域と沿岸とは河川によりつながり、沿岸と外洋とは潮の干満によりつながっています。また、一部地域の河口付近の泥湿地には、熱帯や亜熱帯に特徴的なマングローブ林が発達しています。
- 本県を含む南西諸島は、太平洋西部の大陸棚周辺に位置し、西側が東シナ海、東側が太平洋となる位置条件にあります。このような地理的条件などから本県の沿岸・海域環境は、多様な様相を呈しており、それらを特徴づける生物環境要素として、サンゴ礁や藻場、干潟等を挙げることができます。

サンゴ礁・藻場・干潟の分布(沖縄島)



出典：「生物多様性保全利用指針 OKINAWA [沖縄島編] 暫定版」(沖縄県 令和2年3月)

サンゴ礁環境

- 本県の海域には、約 400 種余の造礁サンゴが分布しており、特に宮古島の八重干瀬や八重山の石西礁湖等の大規模な離礁もみられます。
- サンゴ礁は複雑な地形で構成され、多くの生物が生息する多様性に富んだ生産性の高い生態系となっており、環境浄化機能や防災機能、景観機能、魚介類の供給などの生態系サービスをと



おし県民の生活や産業に深く関わっています。

- サンゴ礁環境に関する問題として、地球温暖化が主な原因とされるサンゴの白化現象や、オニヒトデの食害等により、多くのサンゴ礁が荒廃しつつあります。さらには、陸域からの赤土等や排水等の流入、埋立等に加え、新たに問題視されている日焼け止めクリーム等の日用品に含まれる化学物質等の人為的要因によるサンゴ礁への影響が懸念されています。

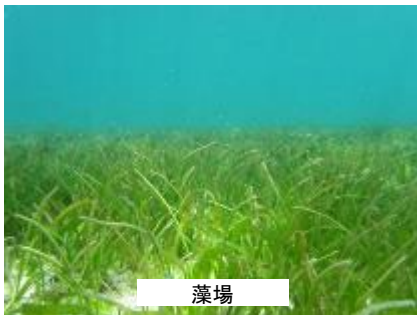
海岸環境

- 海岸部ではそれぞれの環境に適応した様々な植物群落がみられ、オキナワハイネズやオキナワチドリ、オキナワギクなどの希少な植物が生育しています。これらの海岸植生は、地域の特色ある景観を形成する重要な要素をともなっていますが、第二次世界大戦による戦禍の修復のための海岸整備や緑化が急ピッチで進められてきた経緯もあることから、本来の海岸植生が損なわれている海岸が存在しています。また、オキナワハイネズ等の希少な植物については、護岸工事や開発、園芸用の採集、盗採によって、その数が減少しています。
- 護岸整備等の海岸の人工化や陸域からの排水汚染により、近年、ウミガメ類の産卵場、国指定天然記念物のオカヤドカリ類の生息場である砂浜や海岸植生への影響が懸念されています。
- また、国内外から漂着したと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類、医療系廃棄物等のほか、海岸で捨てられたごみや、河川等を通じて陸域から流出したごみ等が散見されます。これらのごみは、景観を損ね、自然環境に影響を及ぼすだけではなく、漁業活動や観光産業にも影響を及ぼしています。
- 海岸に漂着後、波や紫外線等の影響を受けるなどして 5mm 以下になったプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれ、細かくなっても自然分解することはなく、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。この間に、食物連鎖を通じて多くの生物に取り込まれてしまうことが懸念されています。
- 海岸や沿岸部では、古くから浜下りなどの信仰的行事やサンゴ礁内でのイザリ漁などで、日常的に利用されてきましたが、防護を主目的として設置された直立堤等により海岸へのアクセス性が低下し、利用が困難になった海岸が存在します。そのため、地域の自然条件や利用形態に応じ安全にアクセスできる海岸保全施設整備に取り組んでいます。



藻場環境

- 本県における藻場は、沖縄島の東部海岸の辺野古及び金武岬東側などに広大な海草藻場が広がっているほか、宮古諸島や八重山諸島の島々で分布しています。主に、比較的波のおだやかなサンゴ礁のイノー(礁池)内の砂礫底に、リュウキュウスガモやリュウキュウアマモなどの海草類からなるアマモ場が形成されており、ホンダワラ類などの海藻類からなるガラモ場も小規模ながら存在しています。
- 海のゆりかごとも称される藻場は、多くの生物の生活の場となっています。藻場は魚やゴカイなどの海の生物にとって、産卵の場や隠れ家、餌場などとして役立っています。また、海草自体が食料として採取されるほか、昔は海岸に流れ着いた海草は畑の肥料として利用されてきました。
- 海草藻場は漁業とも深い関係を持っており、モズク漁(特に天然モズクの漁場)やタイワンガザミ漁、自家消費的な採貝の場等として利用されています。
- 海草類が優占するアマモ場には、アマモ類を餌とするアオウミガメやジュゴンが生息しています。また、ホソエガサ、ウミヒルモ、オオウミヒルモ、ヒメウミヒルモなどの希少種が群落で砂地海底に広く分布していることが確認されています。
- 海草藻場の消失を伴う沿岸部の埋立工事では、海草藻場が持つ機能や希少種の存続・生育に配慮し移植等の保全対策が行われています。



藻場



リュウキュウスガモ



ウミヒルモ

干潟環境

- 河口付近の汽水域や干潟には、オヒルギやメヒルギ、ヤエヤマヒルギ等、亜熱帯特有のマングローブ林が発達しています。八重山を北限とするマヤブシギや、宮古島を北限とするヒルギダマシ、沖縄島を北限とするヒルギモドキやヤエヤマヒルギなど、北限種が多いことが特徴です。
- 近年、県内では宮古島及び八重山諸島にしか本来生育しないヒルギダマシが植栽により沖縄島内に繁茂し、トカゲハゼの生息地を脅かすなど、干潟環境への影響が懸念されています。
- 干潟は甲殻類や貝類など多くの生物の生息地となっており、シギ・チドリ類など旅鳥の渡来地となっています。黄緑藻類に属するクビレミドロが金武湾屋慶名、中城湾泡瀬、恩納村太田等に生育しているほか、魚類のトカゲハゼが中城湾、大浦湾に生息しています。両種は日本国内では沖縄島のみ分布し、学術上極めて重要な種であることから、保全が必要とされています。
- マングローブや干潟は多様な生物を共存させ、環境を浄化する機能、防災機能、環境

教育やレクリエーションの場としての機能などの生態系サービスを提供しています。

- 近年、埋立等による干潟面積の減少による影響が懸念され、ミティゲーション^{*}の導入等の影響低減策が強く望まれています。

^{*}ミティゲーション：人間の活動によって発生する環境への影響を緩和、または補償する行為



マングローブ林



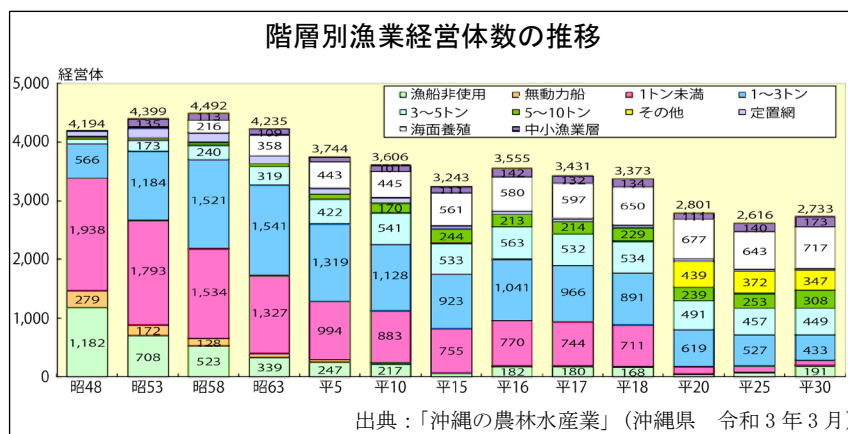
干潟



トカゲハゼ

漁業

- 周囲を海に囲まれた本県では、海洋資源を生態系サービスとして享受しています。
- 本県の平成 30 年漁業経営体数(2,733 経営体)は、平成 25 年(2,616 経営体)と比べて約 4.5%増と、直近では若干増加していますが、全体的な傾向としては、昭和 58 年頃から減少が続いています。



- 降雨の際には陸域から赤土等が流出し、オキナワモズク、ヒトエグサ等の養殖漁業にも大きな影響を及ぼしています。
- 沖縄の沿岸・海域環境は、黒潮の影響を受けながら、島の周辺海域に分布するサンゴ礁や干潟、マングローブなどによって構成されています。これらの環境は、人間の生活や経済活動などによる陸域からの影響を受けやすく、陸、川、海の繋がりを考慮した総合的な対策を講じる必要があります。

前計画の主な取組と達成状況 (1/2)

No.	主な取組 (現行計画の評価結果の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3 年度末の実績値 (基準値)	R3 年度末の目標値
1	野生生物の生息・生育の実態把握 (P. 261、264、266)	ジュゴン保護対策事業	既存資料及び現地調査からジュゴンと海草藻場の関連について明らかにし、沖縄島周辺に生息するジュゴン保護方策を検討する。	—	—
2	海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進 (P. 267)	海洋保護区設定事業	保護区の設置に必要な調査結果をとりまとめ、生物多様性の保全に重要な海域の把握を行うとともに、関係機関との調整を行い、保護区等を設定する。	海洋保護区の設定数	
				1 海域 (0 海域)	2 海域

前計画の主な取組と達成状況 (2/2)

No.	主な取組 (現行計画の評価結果の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3 年度末の 実績値 (基準値)	R3 年度末の 目標値
3	サンゴ礁の 保全・再生 (P. 267)	サンゴ礁保全 再生地域モデル 事業	低コストのサンゴ種苗植付け技術の開発など、人工的に再生されたサンゴ礁の調査研究等を行う。また、サンゴ礁の保全再生対策を自立運営できる地域モデルを構築する。	—	
4		オニヒトデ総 合対策事業	オニヒトデ大量発生の予察実証やオニヒトデの大量発生メカニズム解明を行うとともに、オニヒトデの防除対策の検討を行う。		
5		サンゴ礁生態 系保全・再生の ための取組	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。		
6	水辺環境の 再生 (P. 256、265、268、 269)	自然環境に配 慮した海岸の 整備	豊かな自然環境を取り戻すため、養浜による砂浜の創出、植栽による海浜緑地の創出等、自然環境に配慮した海岸の整備を行う。	自然環境に配慮した 海岸整備の延長	
				2,560m (600m)	2,276m
7	景観・環境・ 利用に配慮し た河川・海岸、 公園等の整備 (P. 258)	景観・親水性に 配慮した 海岸の整備	良好な水辺環境・景観の創出のため、自然石を用いた石積み式護岸、傾斜式護岸など、景観・親水性に配慮した海岸の整備を行う。	景観・親水性に配慮した 海岸整備の延長	
				11,673m (4,850m)	10,080m
8	水産業の収益 性向上 (P. 267)	水産資源の持 続的な利活用	サンゴ礁域に設定した海洋保護区について、その効果調査、持続的運営体制の構築等を実施し、水産資源の持続的な利用を図る。	海洋保護区 3 海域の モニタリング(参考指標)	
				100% (100%)	100%

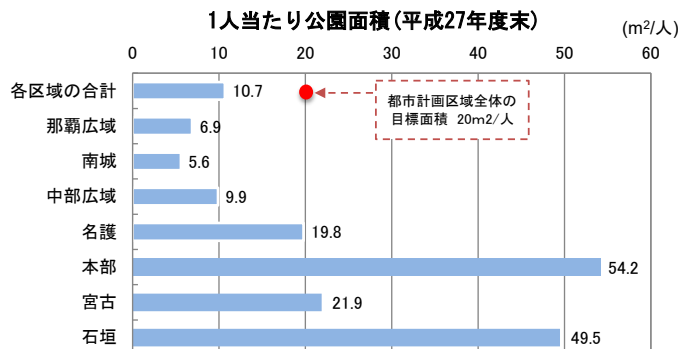
課題

項目	課題
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤土等対策・赤土等モニタリング調査 ● 新たな海洋保護区の設置 ● 埋立等の人為的要因による海域環境への影響に関する調査・対策 ● 汚染水流入対策 ● 外来植物の植栽防止対策
サンゴ礁環境	<ul style="list-style-type: none"> ● オニヒトデ対策・サンゴの白化現象対策 ● 日焼け止めクリーム等の日用品に含まれる化学物質等の影響に関する調査・対策の検討
海岸環境	<ul style="list-style-type: none"> ● マイクロプラスチック対策 ● 自然環境に配慮した海岸整備 ● 地域の自然条件や利用形態に応じ安全にアクセスできる海岸保全施設整備 ● 希少な植物の盗採防止対策
藻場環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿岸部の埋立工事において、海草藻場が持つ機能や希少種の存続・生育に配慮した移植等の保全対策
干潟環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立等による干潟面積への影響の低減策 ● 沖縄島内のヒルギダマシ防除
漁業	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸、川、海の繋がりを考慮した総合的な漁場環境の保全対策

2-1-3 緑・水辺・景観

現状

- 平成 6 年の都市緑地保全法(現在は、都市緑地法)の改正により、都市計画区域内の市町村は、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を定めることになりました。県では、各市町村の緑地の特徴を踏まえ、広域的な観点から緑地に関する整備、保全の指針として、平成 14 年に「沖縄県広域緑地計画」を策定(平成 30 年改定)し、一人当たりの公園面積 20m²を長期目標として、緑化や公園整備を進めています。計画内では、那覇広域都市圏、南城都市圏、中部広域都市圏、名護都市圏、本部都市圏、宮古都市圏及び石垣都市圏の 7 圏域を対象区域に設定し、圏域ごとに目標を定め、取組を進めています。
- 河川整備に際しては、「治水」「利水」の考え方に加え、河川空間が特に都市区域において貴重なオープンスペース・自然環境であることを考慮する必要があります。本県では、快適で魅力ある地域づくりを促進するために、地域の特性を反映した多自然川づくりを進めています。
- 本県は、特有の自然環境とこれまでのアジア諸国との交流により育まれた歴史・文化に根差した独特の景観を有しています。



首里城公園(那覇市)



浦添大公園(浦添市)



我部祖河川



国場川

前計画の主な取組と達成状況(1/2)

No.	主な取組 (現行計画の評価結果の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3 年度末の実績値 (基準値)	R3 年度末の目標値
1	風致地区の指定 (P. 254、268)	市町村緑化推進支援事業	緑の基本計画策定並びに風致地区指定等の地域制緑地制度を活用することで、都市計画区域内における緑地面積の確保を図る。	都市計画区域内緑地面積	
				75,775ha (62,536ha)	維持
2	都市公園の整備 (P. 254、268)	都市公園における緑化等の推進	災害時の避難場所、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所としての都市公園整備を行う。	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	
				11.0m ² /人 (10.6m ² /人)	11.2m ² /人

前計画の主な取組と達成状況(2/2)

No.	主な取組 (現行計画の評価結果の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3年度末の実績値 (基準値)	R3年度末の目標値
3	道路の緑化 (P.255)	主要道路における沿道空間の緑化事業	主要道路の重点緑化を行い、沖縄らしい風景づくりを推進する。	主要道路における緑化延長	
				290km (0km)	300km
4	市町村の景観行政団体への移行 (P.257)	景観行政団体への移行促進	市町村の景観行政団体への移行を促進し、市町村と地域による、地域資源を活用した景観計画や行動計画等詳細計画策定を促進する。	市町村景観行政団体数	
				36団体 (21団体)	41団体
5	市町村の景観計画等策定支援 (P.257)	景観計画策定及び景観地区指定の支援	市町村と地域による、景観計画や行動等詳細計画の策定を促進し、景観地区指定に向けた支援を行う。	景観地区数	
				10地区 (3地区)	24地区
6	景観評価システムの構築 (P.257)	景観アセスメント構築、実施	良質な公共空間の創出を目的として、景観アセスメント等により、風景づくりに適正に反映する。	景観アセスメント数	
				68件 (0件)	80件
7	風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進 (P.257)	地域景観の形成を図る人材の育成	良好な景観創出のための仕組みづくりを目的として、風景・まちなみの再生を先導する地域に根ざした風景づくりリーダー等を育成する。	講習修了数(参考指標)	
				718人* (-)	毎年300人
8	質の高い公共空間の創造 (P.257)	景観地区指定の支援	道路の緑化、公園整備等に取り組むとともに、市町村における景観地区の指定に向けた支援を行う。	景観地区数	
				10地区 (3地区)	24地区
9	景観・環境・利用に配慮した河川・海岸、公園等の整備 (P.258)	都市公園における風景づくり	文化的な歴史資産、風土および自然と共生する憩いの場を創出するため、都市公園の整備を行う。	歴史景観と調和する都市公園の供用面積	
				35.7ha (32.0ha)	56.9ha
10	無電柱化の推進 (P.258)	無電柱化の推進事業	都市景観の向上、観光振興などを目的とし、電線類を地中化するため電線共同溝を整備する。	良好な景観形成に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	
				169.3km (109km)	173.2km

*H30年度の実績値(新型コロナウイルス感染症拡大前の実績)

課題

項目	課題
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの地域にふさわしい緑地の創出 ● 主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道の緑化 ● 快適で魅力ある地域づくりを促進するために、地域の特性を反映した多自然川づくり推進 ● 景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う推進体制の構築 ● 景観を良好にするための無電柱化を継続的に推進 ● 景観地区の指定や景観アセスメントの実施 ● 良好な景観形成に資する専門的な知識を有する人材育成や技術開発

2-1-4 歴史・文化環境

現状

- 本県は、琉球王朝時代から、中国や東南アジア諸国等との交易を通して、多くの文化を吸収しながら、独自の沖縄文化を形成してきました。沖縄の伝統的な集落やまちなみ、歴史的な建造物は次第に消えつつありますが、竹富町などに残る伝統的な集落や、沖縄独自の歴史ある建物と庭園で構成された識名園などがわずかに残っています。また、本県は古くから湧水が利用されており、史跡として残されているものや現在でも利用されているものもあります。
- グスク等の史跡については、地域のシンボル、心の拠りどころとして復元され、かけがえのない場所になっています。平成12年12月には、14世紀から18世紀にかけて築かれた首里城跡、今帰仁城跡など9カ所からなる琉球王国の遺跡や工作物などの文化財「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産に登録されています。
- 国及び県指定(令和4年3月時点)の文化財の史跡、名勝、天然記念物(地域を定めない天然記念物を除く)の状況は、国指定史跡43件、県指定史跡54件、国指定名勝14件、県指定名勝9件、国指定天然記念物36件^{※1}、県指定天然記念物36件^{※1}となっています。

※1 地域を定めない天然記念物を除く



識名園(国指定名勝)^{※2}



宜野湾市森の川(県指定名勝)^{※3}

※2 出典：那覇市提供

※3 出典：「みんなの文化財図鑑 史跡・名勝編」(沖縄県 平成30年3月)



中城城跡(国指定史跡、県指定名勝)



多良間島の抱護林(県指定天然記念物)

出典：Google Earth



出典：「沖縄の世界遺産」(沖縄県HP)を基に作成

前計画の主な取組と達成状況

No.	主な取組 (現行計画の評価結果 の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3 年度末 の実績値 (基準値)	R3 年度末 の目標値
1	指定文化財の適切な保存と活用 (P. 259)	県文化財保護審議会の開催	文化財保護のため、文化財保護審議会を開催し、諮問事項の種別に対応した専門部会において、調査を行う。	文化財の指定件数	
2		無形文化財記録作成事業	無形文化財の保存を目的として、記録作成事業の補助や助言による支援、映像資料や報告書等の成果物を伝承者の養成等に活用する。	1,439 件 (1,345 件)	1,450 件
3		史跡等の整備	貴重な文化遺産を国の文化遺産として指定し、適切に保護し、公開・活用等を図る。	—	—
4	埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査 (P. 259)	埋蔵文化財の発掘調査	埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握し、開発者及び地元住民に対して、理解と協力を求めることにより保護に努める。	—	
5		円覚寺跡保存整備	国指定史跡である円覚寺跡の公開活用に向けて、発掘調査の成果や古写真等の資料を手がかりに、三門の復元及び境内の整備に取り組む。	—	—
6	駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査 (P. 260)	基地内埋蔵文化財分布調査	駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査に取り組む。	—	
				—	—

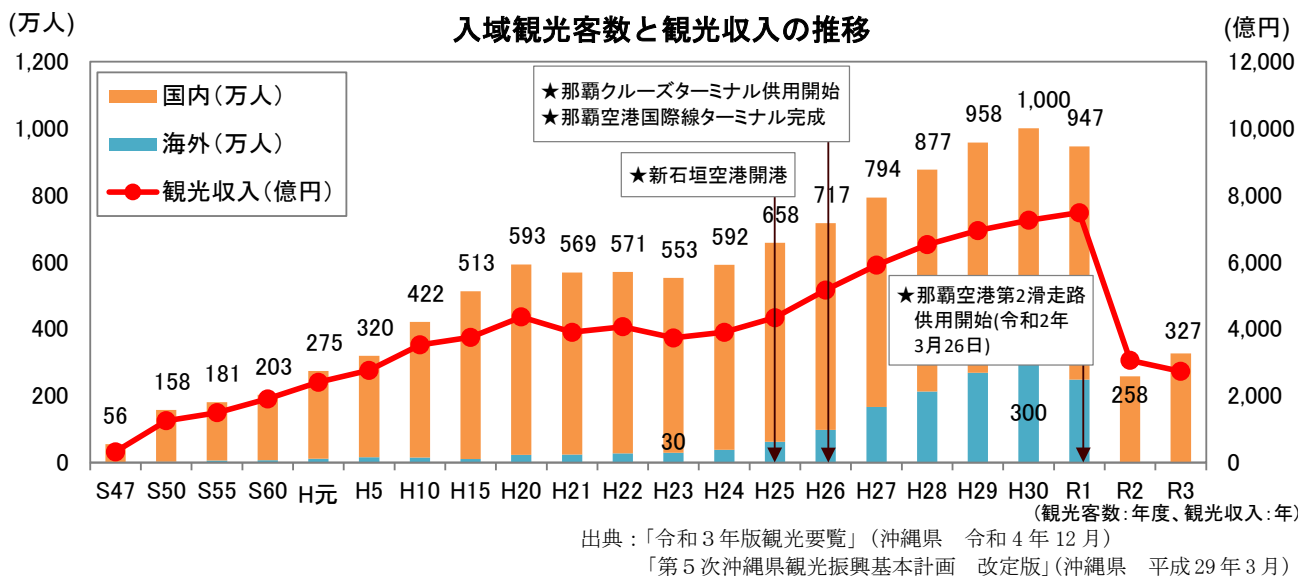
課題

項目	課題
全般	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 10 月に焼失した首里城の復元と、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興 歴史・文化の復興に取り組むとともに、沖縄の歴史と景観に配慮したまちづくり 琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺の整備

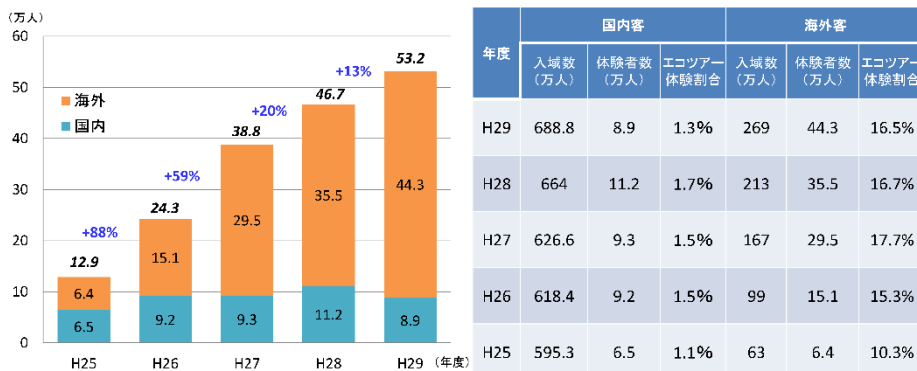
2-1-5 自然環境保全と調和するツーリズム

現状

- 本県は、恵まれた自然環境、独自の文化や歴史等の魅力的な観光資源を有し、国内有数の観光地として高く評価され、平成30年度には入域観光客数が1,000万人に達しました。観光産業が好調を維持してきたことで、サービスを提供する産業への投資を活発化させ、県産品のブランド化を後押しするなど、県経済のリーディング産業となっています。
- 海外からの観光客を中心に、エコツアーの体験者数は増加傾向にあります。本県の基幹産業である観光産業を持続的に振興するためにも、環境負荷を低減し、本県の恵み豊かな自然環境を活かした観光へ転換していく必要があります。地域の特性を活かした観光地の整備や潜在的な自然を踏まえた環境を再生・創出しながら、海域における観光業の普及のみならず、これまで一部の観光客の利用にとどまっている森林や河川などの陸域資源において、海域と一体感を持たせながら観光価値を高めることが重要です。また、その重要性や脆弱性を理解し、適切かつ節度ある利用を図る必要があります。



エコツアー体験者数の推移

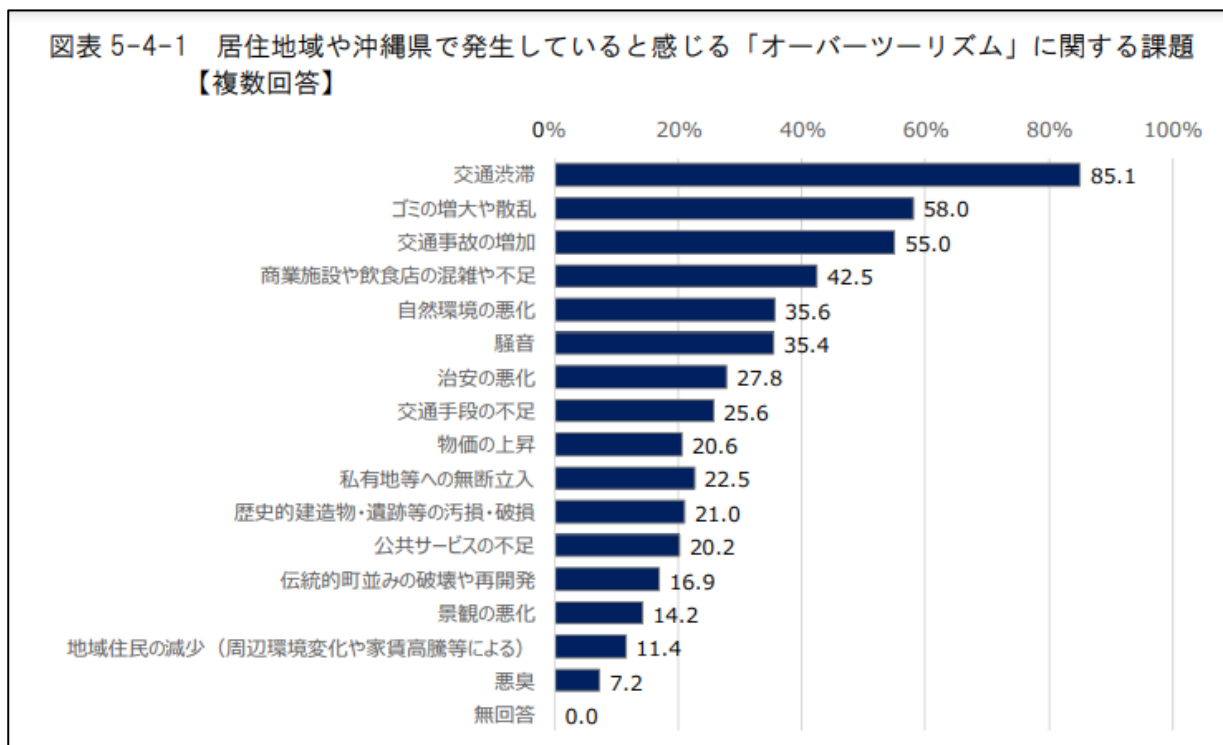


エコツアーの事例

注) エコツアーの事例は沖縄エコツーリズム推進協議会 HP より引用

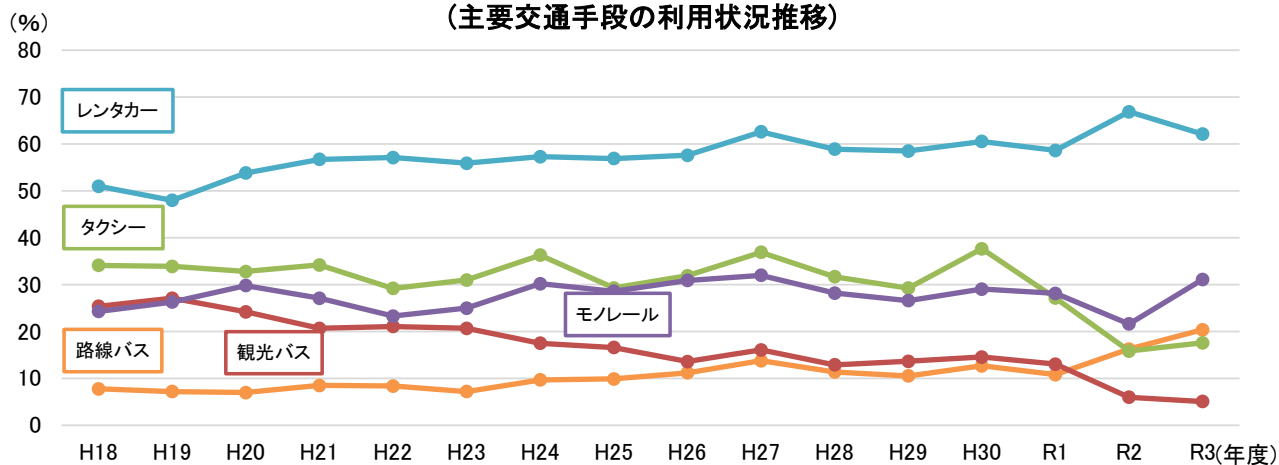
出典：「平成30年度 エコツーリズム推進プラットフォーム事業報告書」（沖縄県 平成31年3月）

- 沖縄観光に関する県民意識のアンケートでは、オーバーツーリズムと感じる課題として85.1%が「交通渋滞」を挙げ、以下「ゴミの増大や散乱」「交通事故の増加」「商業施設や飲食店の混雑や不足」「自然環境の悪化」などが挙げられています。
- また、自然環境を活かした観光への転換と並行して、自動運転技術を活用した新たなモビリティや脱炭素の視点を踏まえた電気自動車等の次世代自動車、カーシェアリングの活用を検討など、多様なモビリティを活用したシームレスな乗り継ぎサービスの提供に取り組むとともに、公共交通機関の利便性向上に向けた取組が求められています。



出典：「令和元年度沖縄観光に関する県民意識の調査結果報告書」（沖縄県 令和2年3月）

観光客が沖縄県滞在中に利用した交通手段推移 (主要交通手段の利用状況推移)

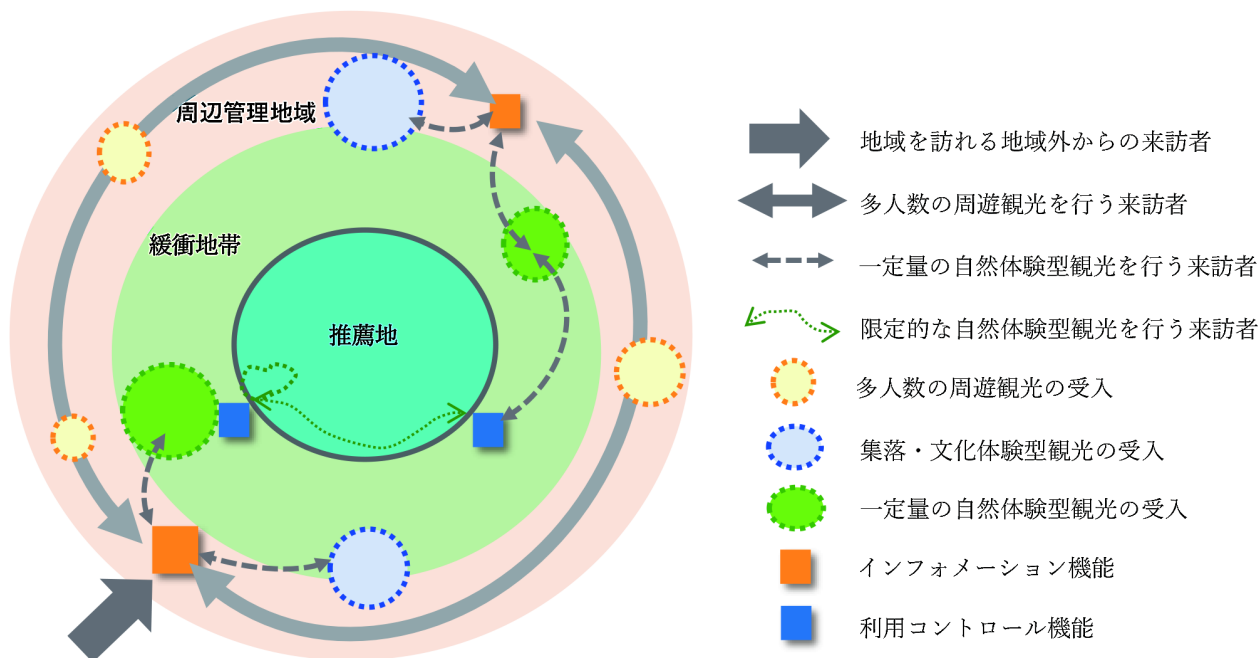


出典：「観光統計実態調査報告書（平成18年度～令和3年度報告）」（沖縄県 平成19年8月～令和4年3月）

来訪者受入管理

- 特定の地域や時期、時間帯に多くの旅行者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への影響等の諸問題に対しては、各地域で自然環境の保全、地域の文化・生活環境の尊重を要件とする観光地マネジメントに取り組む必要があります。そのため、各地域において、地域や離島エリア別のキャパシティを考え、需要と供給を満たせる一定量の定義設定を行い、観光客の分散や制限を図る必要があります。
- 令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録され、沖縄島北部及び西表島では特に入域観光客の増加が見込まれております。世界自然遺産登録にあたり、登録地域の自治体(沖縄県・鹿児島県・関係市町村)及び関係省庁(環境省・林野庁・文化庁)では、その脆弱な自然環境を永続的に保全するため適正利用に向けた管理計画の策定が進められてきました(「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」)。
- 管理計画では、登録地域を「推薦地」「緩衝地帯」「周辺環境地域」の3つに区分して、地域区分ごとに受け入れる来訪者数や利用形態などについて、観光利用を受け入れるうえでの基本方針を設定しています。適切な利用コントロール等により観光利用による推薦地への負荷を低減し、遺産価値の長期維持を図るとともに、地域環境の保全と社会・経済へ貢献する持続可能な観光を推進することが重要です。
- 沖縄島北部では「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」、西表島では「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」をそれぞれ策定しています。これらの計画を基に、来訪者の周辺管理地域への誘導や受入容量の管理を実施していきます。

地域区分ごとの観光利用の方針



出典：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産推薦地 包括的管理計画」
 (環境省・林野庁・文化庁・鹿児島県・沖縄県・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・
 龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町・国頭村・大宜味村・東村・竹富町 平成30年12月)

ダムツーリズム

- 近年、ダムや橋、港などのインフラ（公共施設）を地域固有の財産と位置付け、観光を通じた地域振興に資するインフラツーリズムの取組が行われています。特にダムは、人工物でありながら大自然とのコントラストを楽しめるとして人気となっています。
- 沖縄総合事務局北部ダム統管理事務所では、ダムやダム湖、流域における観光、エコツーリズムなどの魅力ある活動を「沖縄北部ダムツーリズム」として捉え、カヌー体験や川遊び、自然観察会など、水源地“やんばる”の自然やダム湖の魅力を活かした活動を通じて、北部地域の活性化、中南部との交流・連携を促進させる取組を行っています（「水資源の有効利用と地域との関わり」については、P.70を参照）。



出典：「沖縄北部ダムツーリズムとは？」
（内閣府沖縄総合事務局 HP）

前計画の主な取組と達成状況

No.	主な取組 (現行計画の評価結果の参照ページ)	事業名	取組・活動の内容	成果指標値名	
				R3 年度末の実績値 (基準値)	R3 年度末の目標値
1	自然保護地域の指定等 (P. 262、266)	世界自然遺産登録推進事業	登録後の遺産価値の維持と適正な利活用の両立を図る。 ①行動計画の検証等、地域参画の推進 ②適正利用とエコツーリズムの推進など	自然保護区域面積	
				90,156ha (53,473ha)	55,417ha
2	自然環境を利用するルールづくりの推進 (P. 263、268)	事業者間による保全利用協定締結の促進	適正な環境保全と利用に関するルールとしての保全利用協定の締結に向けた、保全利用協定の活用方策の検討、制度メリットの構築を行う。	業者間における保全利用協定の認定数	
3		エコツーリズムの推進	自然環境を活かした観光の推進、地域におけるルール周知や人材育成、自然環境を活かした観光施設の整備支援をする。	10 協定 (2 協定)	10 協定
4		エコツーリズム推進プラットフォーム事業	沖縄のエコツーリズムメニュー等に関する情報発信支援及びエコツーリズム関連の人材育成支援を行う。	—	—

課題

項目	課題
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然体験型の観光事業を行うガイド事業者が急激に増加しているため、利用者の安全確保や自然環境への配慮等 ● ガイド事業者を統括する組織がないことによる、情報共有・連携不足 ● 観光客が増えることによる、交通渋滞やごみの増大や散乱対策 ● 自然環境を活かした観光への転換と並行して、レンタカーの電気自動車やハイブリッド自動車等への切替など、再生可能エネルギー等の環境関連産業の活性化・育成 ● 地域や離島エリア別のキャパシティを考えたうえで、需要と供給を満たせる一定量の定義設定と観光客の分散や制限 ● 遺産価値を持続的に保全・管理するための資金を十分に確保するため、受益者である観光事業者や利用者からの利用料の徴収、西表島への入域料の導入

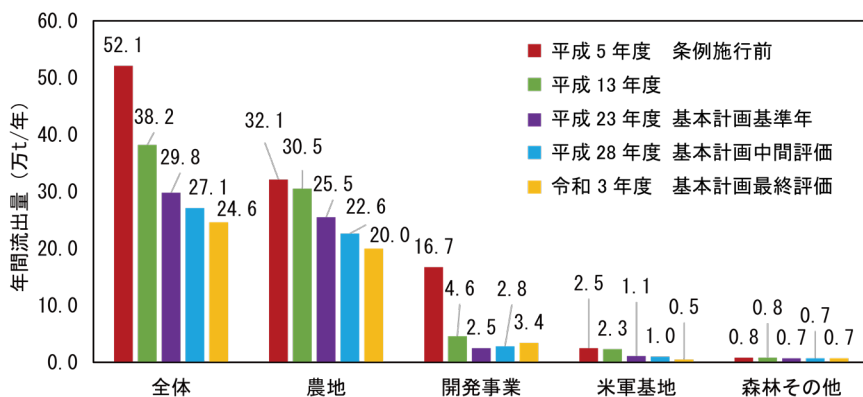
2-1-6 赤土等流出

現状

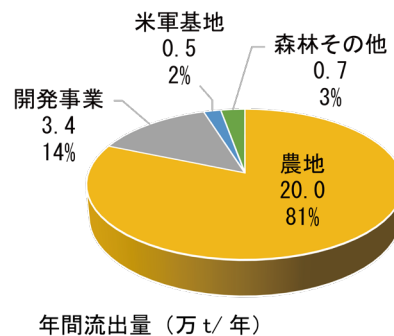
赤土等流出問題の概要

- 本県における赤土等流出問題とは、降雨により赤土等が河川や海域等に流出し、水域の水質や底質が悪化することによって、生態系、漁業、観光産業、利水等に影響を及ぼすことをいいます。
- 赤土等の流出は、侵食、運搬、拡散、堆積の過程で起こり、発生要因である侵食には降雨等の自然的要因と開発等の人為的要因が上げられます。
- 本県では、平成6年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等の流出対策に取り組んでいます。令和3年度の赤土等流出量は年間24.6万トンと推定され、条例施行前の平成5年度と比べると約53%減となっています。流出源のうち農地が約81%を占めており、農地での重点的な対策が必要となっています。

赤土等年間流出量（平成5年度から令和3年度）



流出源別赤土等年間流出量（令和3年度）



出典：「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画 最終評価」（沖縄県 令和4年9月）

赤土等流出による悪影響の事例



海域へ流出した赤土等



魚釣りや潮干狩り等の憩いの場へ流出した赤土等



赤土等による海中の濁り



濁り等で生育不良の養殖モズク



アーサ養殖場に流出した赤土等

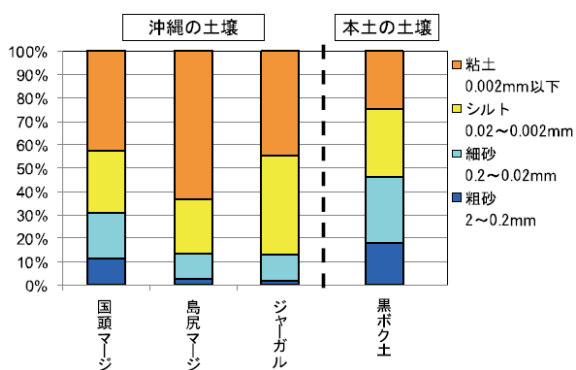


海底に堆積した赤土等

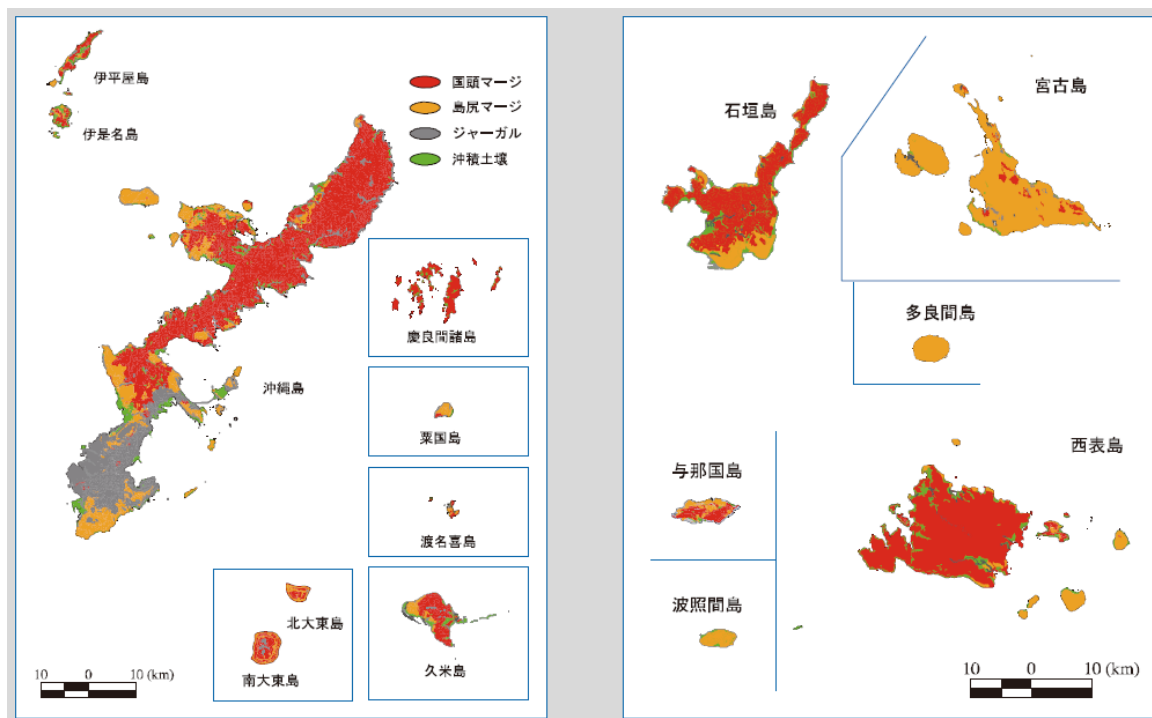
赤土等流出の要因

- 本県の土壌は主に国頭マージ、島尻マージ、ジャーガルやジャーガルの母岩となるクチャで形成され、特に国頭マージが分布面積の約 55%を占めています。これらの土壌はシルト・粘土質の粒子の細かい土壌が中心で、比重の大きい砂分が多い他県の土壌とは大きく異なります。
- 他県の温帯地域では、有機物が接着剤となり土壌粒子同士を結合させ、団粒構造が形成されます。亜熱帯の沖縄では、活発な微生物の働きにより有機物が早く分解され、有機物が不足しがちになり、団粒構造が形成されにくい環境です。そのため、表土がはぎ取られると、土壌は雨でたやすく侵食され、流出してしまいます。
- 沖縄ではスコールのような強い雨が多いので、裸地に直接当たると容易に土壌の粒子がはじき飛ばされて流出します。赤土等流出は、このような気候だけでなく土壌や地形等の自然的要因に、営農活動や開発行為といった人為的要因が加わることで加速します。

沖縄県の土壌の粒度組成



沖縄県の土壌の分布状況



出典：「赤土流出防止パンフレット(大人用)」(沖縄県 令和3年3月)